

「町民」の定義について

資料 2

1. 現在の定義と関係人口

条例上の「町民」

- ・ 町内に住所を有する人
- ・ 町内で働く人／学ぶ人／事業活動等を営む人

関係人口

- ・ 二地域居住者
- ・ ふるさと住民登録制度による登録者
- ・ 美幌町出身の方／ふるさと納税者
- ・ 観光で美幌町に訪れる方

→ 関係人口の定義は、社会情勢の変化に応じた検討が継続して必要

3. 事務局案

これらの考え方を、次のとおり事務局案として整理しました。（逐条解説への追記）

この条例の中で、この用語はこのような意味で使います、ということを明らかにしています。

(1)の「町民」とは、地方自治法に定める「住民」のほか、町内の事業所に勤務している人や町内の学校に通学している人、町内で事業活動やその他の活動など、様々な活動を行っている個人、法人、団体をいいます。

「町民」の範囲をこのように広く定義することにより、美幌町に関わりを持つ多くの人の意見、知恵、行動力を美幌町の自治に活かすことができます。

また、社会情勢の変化に伴い、就労形態の変化や二地域居住など、地域とのかかわり方が多様化しつつあることから、将来的な変化に応じて、見直しの検討を行う必要があります。

2. 第4回委員会の意見概要

定義拡大への懸念

- ・ 関係人口を町民と位置づけると、権利主張の先行・悪用や行政の対応義務の発生が懸念される
- ・ 定義は現状維持が望ましいとの意見が多くあった

現行制度の周知不足

- ・ 町外在住者も町民の定義に含まれることが知られていない
- ・ パブコメ実施等の際に、対象者本人が該当することを認識してもらう周知が必要

人口・関係人口拡大が優先

- ・ まずは、ふるさと納税などで関係人口「町のファン」を増やす取り組みが必要。かつ、その関係人口を町民として移住してもらうための取組が重要

調査範囲の検討

- ・ WEBアンケート等で広く意見を集めること自体は重要
- ・ 調査範囲（例：ふるさと納税者への依頼等）の妥当性は精査が必要